

放射性同位元素の受入・払出に係る手続きの一部改正について

改正理由：東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号）の一部改正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>放射性同位元素の受入・払出に係る<u>手続</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>1. 受入</p> <p>(1) 購入の場合</p> <p>〔省略〕</p> <p>手続3 保管及び帳簿作成 発注者は、<u>規程第42条</u>に定める受入・払出帳簿に記載し、さらに管理番号を付して貯蔵室に保管した後、R I 管理システムの入庫記録にも入力する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(2) 譲受の場合</p> <p>〔省略〕</p> <p>手続2 保管及び帳簿作成 譲り受けた放射性同位元素等は、取扱主任者の確認を受けたのち管理番号を付して貯蔵室に保管する。 <u>規程第42条</u>に定める受入・払出帳簿に記載し、さらにR I 管理システムの入庫記録にも入力する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>2. 払出 払出は譲渡のみである。別に定める様式5「放射性同位元素等所外譲渡書」による。 <u>規程第42条</u>に定める受入・払出帳簿に記載し、さらにR I 管理システムの出庫記録にも入力する。 運搬を要する場合は、様式4「放射性同位元素等所外運搬記録」を作成する。</p>	<p>放射性同位元素の受入・払出に係る<u>手続き</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>1. 受入</p> <p>(1) 購入の場合</p> <p>〔省略〕</p> <p>手続3 保管及び帳簿作成 発注者は、<u>規程第41条</u>に定める受入・払出帳簿に記載し、さらに管理番号を付して貯蔵室に保管した後、R I 管理システムの入庫記録にも入力する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(2) 譲受の場合</p> <p>〔省略〕</p> <p>手続2 保管及び帳簿作成 譲り受けた放射性同位元素等は、取扱主任者の確認を受けたのち管理番号を付して貯蔵室に保管する。 <u>規程第41条</u>に定める受入・払出帳簿に記載し、さらにR I 管理システムの入庫記録にも入力する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>2. 払出 払出は譲渡のみである。別に定める様式5「放射性同位元素等所外譲渡書」による。 <u>規程第41条</u>に定める受入・払出帳簿に記載し、さらにR I 管理システムの出庫記録にも入力する。 運搬を要する場合は、様式4「放射性同位元素等所外運搬記録」を作成する。</p>

〔省略〕

附 則

この手続は、令和6年2月29日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

〔省略〕